

2 7 介護保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

施行後 16 年を経過した介護保険制度は、今後到来する超高齢社会における介護問題に対処するため、共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

しかしながら、一方では、制度の持続可能性やサービスの質の問題など解決すべき課題も多く、なかでも介護給付適正化への取組が急務となっており、介護保険制度の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

第 1 表 介護保険第 1 号被保険者数等

(単位 人, 団体)

区 分	第 1 号 被保険者数	保 険 者 数			
		市町村	広域連合	一部事務組合	計
平成 28 年度	797,308	23	0	0	23
平成 27 年度	785,437	23	0	0	23
平成 26 年度	767,960	23	0	0	23

(注) 1 「第 1 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 1 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者」である。

2 各年度 3 月 31 日現在の数値による。

第 2 表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人, %)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	27,738	21,645	30,413	24,890	18,867	16,320	14,144	154,017
第 2 号被保険者	330	422	457	520	343	264	359	2,695
総 数	28,068	22,067	30,870	25,410	19,210	16,584	14,503	156,712
構 成 比	17.9%	14.1%	19.7%	16.2%	12.3%	10.6%	9.3%	100.00%

(注) 1 「第 2 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 2 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」である。

2 平成 29 年 3 月 31 日現在の数値による。

〔事業の内容〕

「第 6 期ひろしま高齢者プラン」（平成 27～29 年度）に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

1 介護保険給付費等の負担（予算額 35,363,836 千円）

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の 12.5%又は 17.5%に相当する額を負担する。（平成 12 年度創設）

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業（介護予防等事業、包括的支援事業及び任意事業）に要する費用の額の 12.5%又は 19.5%に相当する額を負担する。（平成 18 年度創設）

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の 1/4 の額を負担する。（平成 27 年度創設）

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円, %)

区 分	市町給付額	県負担金	県負担割合
平成29年度(予定)	233,566,896	33,329,398	居宅 12.5%・施設等 17.5%
平成28年度(見込)	238,461,434	32,569,796	居宅 12.5%・施設等 17.5%
平成27年度	224,282,929	32,923,974	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、平成29年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円, %)

区 分	市町の地域支援事業に 要する費用の額	県負担金 (交付金)	県負担割合
平成29年度(予定)	12,654,683	1,914,826	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.5%
平成28年度(見込)	7,540,696	1,217,914	介護予防等事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.5%
平成27年度	5,761,668	985,454	介護予防等事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、平成29年度は当初予算額)の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市町軽減額	県負担金	補助割合
平成29年度(予定)	472,936	119,612	国1/2, 県1/4, 市町1/4
平成28年度(見込)	468,059	117,015	国1/2, 県1/4, 市町1/4

(注) 平成29年度は当初予算額の金額である。

2 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、平成15年度から基金への積立を一時休止している。(平成12年度創設)

第4表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積立額	摘 要
平成29年度(予定)	981	貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立
平成28年度	1,568	
平成27年度	4,940	

(注) 各年度の決算額(ただし、平成29年度は当初予算額)の金額である。

3 低所得者等の利用者負担の軽減(予算額 11,287千円)

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。(平成12年度創設)

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 5-1 表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
平成 29 年度 (予定)	4	182
平成 28 年度	4	100
平成 27 年度	4	116

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成 29 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

- (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第 5-2 表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
平成 29 年度 (予定)	21	10,701
平成 28 年度	21	9,716
平成 27 年度	21	10,763

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成 29 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

- (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業
特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を 10% から 9% に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 5-3 表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
平成 29 年度 (予定)	2	404
平成 28 年度	2	337
平成 27 年度	2	318

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成 29 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

- (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を 10% から 9% に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 5-4 表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体, 千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
平成 29 年度 (予定)	0	0
平成 28 年度	0	0
平成 27 年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成 29 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4]

4 広報

介護保険制度の内容及び県の取組について広く周知を図るため、県の広報媒体等を活用した広報事業を実施する。

5 広島県介護保険審査会の運営（予算額 1,075 千円）

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。（平成 11 年度創設）

第 6 表 審査請求の状況

（単位 件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
平 成 28 年 度	0	
平 成 27 年 度	3	裁決（棄却）1 件，（却下）2 件
平 成 26 年 度	9	裁決（棄却）7 件，（却下）2 件

6 介護給付の適正化（予算額 14,842 千円）

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第 3 期広島県介護給付適正化計画」（平成 27～29 年度）に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営の維持を図る。

(1) 保険者（市町）の指導・支援（予算額 1,360 千円）

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。（平成 12 年度創設）

(2) 認定調査員等の研修（予算額 2,785 千円）

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

（単位 千円）

区 分	研 修 名	内 容	予 算 額
要介護認定	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修（平成 11 年度創設）	1,037
	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修（平成 19 年度創設）	1,748
	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修（平成 11 年度創設）	—
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修（平成 20 年度創設）	—

（注）認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(3) ケアプラン適正化強化支援事業（予算額 6,644 千円）

市町のケアマネジメントによる要支援・要介護状態からの自立促進や重度化予防の取組を支援することで、介護給付の適正化を図るために、ケアプラン点検研修や自立支援型ケアマネジメントを推進に向けた検討等を行う。（平成 27 年度創設）

ア ケアプラン適正化

市町担当者及び居宅介護支援事業所管理者等を対象に、ケアマネマイスター広島（18 名）等を活用して、ケアプラン点検の課題の整理及び有効的なケアプラン点検の実施のための研修会を開催（3 回）

イ ケアプラン点検・評価マニュアルの活用推進

ケアマネマイスター広島を市町に派遣し、ケアプラン点検・評価マニュアルを活用した市町職員と介護支援専門員の認識の共有を図るための研修会を開催する。

また、マニュアルの活用状況を調査し、見直しに向けた検討会議を開催する。

ウ 新しい総合事業への円滑な移行

要支援者等に対する効果的な予防マネジメントを実施するための研修会を開催する。

また、要支援者等に対する自立支援型ケアマネジメントを支援する仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

(4) 生活相談員スキルアップ研修事業（予算額 4,053 千円）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における相談・援助及び苦情対応業務の役割を担っている職員に対して、援助技術及び人的資源の地域での効果的な活用研修を実施することにより、入所申込者に対する適切なケアを行うとともに、施設の社会貢献を促進することで、高齢者の在宅での生活を支援する。（平成 27 年度創設）